

相楽東部広域連合教育委員会事務局組織規則

平成 21 年 4 月 1 日

教委規則第 6 号

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 17 条第 2 項の規定に基づき、相楽東部広域連合教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織及び事務分掌について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 事務局の組織は、次のとおりとする。

課	係等
学校教育課	教育総務係・学校教育係
生涯学習課	生涯学習係・教育分室・和東町史編さん室

(事務局職員)

第 3 条 事務局に教育次長を置く。

- 2 課に、課長を置く。
- 3 課に、課長代理を置くことができる。
- 4 課に、課長補佐を置くことができる。
- 5 係に係長を、室に室長を置くことができる。
- 6 事務局に主任、主事及び技師を置くことができる。
- 7 教育分室に主任、主事及び技師を置くことができる。

(職務)

第 4 条 教育次長は、教育長を補佐し、各課を監督する。

- 2 課長は、上司の命を受けて担当する事務を指揮監督するほか、教育次長を補佐する。
- 3 課長代理は、上司の命を受けて課の事務について課長を補佐する。
- 4 課長補佐は、上司の命を受けて課の事務について課長等を補佐する。
- 5 係長及び室長は、上司の命を受けて係及び室の事務を処理する。
- 6 主任、主事及び技師は、上司の命を受けて事務を処理する。

第 2 章 事務分掌

(課及び係等の事務分掌)

第5条 課及び係等の事務分掌は、次のとおりとする。

課	係等	事務分掌
学校教育課	教育総務係	①教育委員会の会議に関する事。
		②教育委員会規則等の制定又は改廃及び告示並びに公告式に関する事。
		③教育委員会の委員及び教育長の秘書事務に関する事。
		④教育行政の総合企画調整及び広報に関する事。
		⑤教育委員会所管職員の任免、人事及び服務、福利、厚生、研修等に関する事。
		⑥教育委員会所管の歳入歳出予算に関する事。
		⑦教育委員会所管の公有財産及び物品の取得、管理及び処分に関する事。
		⑧教育に関する調査及び統計に関する事。
		⑨文書の收受及び発送に関する事。
		⑩公印の保管に関する事。
		⑪叙位、叙勲及び表彰に関する事。
		⑫学校の設置及び管理に関する事。
		⑬児童館の設置及び管理に関する事。
		⑭教育委員会事務局及び課の庶務に関する事。
学校教育係	学校教育係	①学校の組織編成及び学級編成に関する事。
		②学校施設の管理運営に関する事。
		③教科用図書、教具等の選定、整備に関する事。

		④教職員の任免等の内申その他人事に関する事 ること。	
		⑤教職員の研修に関する事 こと。	
		⑥教職員の健康管理及び福利厚生に関する 事 こと。	
		⑦臨時的任用職員に関する事 こと。	
		⑧児童生徒の就学等に関する事 こと。	
		⑨児童生徒の健康管理に関する事 こと。	
		⑩児童生徒の通学に関する事 こと。	
		⑪特別支援教育に関する事 こと。	
		⑫要保護、準要保護児童生徒の就学援助等 に関する事 こと。	
		⑬学校給食に関する事 こと。	
		⑭英語指導助手に関する事 こと。	
		⑮教育相談に関する事 こと。	
		⑯係の庶務に関する事 こと。	
	生涯学習課	生涯学習係	①社会教育の基本計画に関する事 こと。
			②社会教育施設の設置、管理及び運営に 関する 事 こと。
			③社会教育委員に関する事 こと。
		④社会教育団体の育成指導に関する事 こと。	

	⑤成人、青少年、女性教育の推進に関する こと。
	⑥芸術及び芸能文化の振興に関する こと。
	⑦人権教育の推進に関する こと。
	⑧生涯学習の振興にかかる施策の企画及び 調整に関する こと。
	⑨生涯学習の振興にかかる施設の設置、管理 及び運営に関する こと。
	⑩図書室の管理及び運営に関する こと。
	⑪文化財の保護保存及び活用に関する こと。
	⑫社会体育及びレクリエーション事業の企 画及び実施に関する こと。
	⑬学校施設開放事業に関する こと。
	⑭スポーツ推進委員に関する こと。
	⑮スポーツ団体の指導育成に関する こと。
	⑯各種スポーツの振興に関する こと。
	⑰課の庶務に関する こと。
教育分室	①分室管内の学校教育の受付業務等に関する こと。 ②分室管内の社会教育関係団体の育成（本庁 との連携による関係団体の育成に関する こと。） ③人権教育（本庁との連携による人権教育に 関すること。） ④各種講座・教室の開催（本庁との連携によ る各種講座・教室の開催に関する こと。） ⑤分室管内の施設の管理運営（本庁の指示に 基づく管理運営に関する こと。）

		⑥分室管内の社会体育団体の育成（本庁との連携による関係団体の育成に関すること。）
		⑦社会体育事業の推進（本庁との連携による社会体育事業の推進に関すること。）
	和東町史編さん室	①和東町史編さんに関すること。
		②その他和東町史に関すること。

（専決）

第6条 課長は、次の事項を専決することができる。ただし、重要かつ異例なものは、教育次長の決裁を得なければならない。

- （1）事務局職員の服務上の諸願届に関すること。
- （2）事務局職員の時間外勤務、1日以内の出張及び復命に関すること。
- （3）軽易な定例の通知、申請、回答、届出、報告及び刊行に関すること。
- （4）その他前3号に準ずるもの

（代決）

第7条 教育長が不在の場合は、教育次長がその事務を代決する。この場合において、教育次長もともに不在のときは、課長がその事務を代決する。

2 課長の専決できる事項であって、課長が不在の場合は、上級者がこれを代決することができる。

（代決後の手続）

第8条 前条の代決した事務で重要なもの又は必要と認められるものについては、遅滞なく上司の後閲を受けなければならない。

（代決の特例）

第9条 重要又は異例な事務若しくは紛議を生じ、又は生じるおそれがあると認められる事務については、あらかじめその処理について教育長より指示を受けたもの又は特に緊急処理を要するものを除いては代決することができない。

(臨時又は特命の事項)

第 10 条 臨時又は特命の事項については、第 2 条及び第 5 条の規定にかかわらず、特に職員を指定し、又は審議会、協議会、事務局等を設けて事務を処理させることができる。

(事務処理)

第 11 条 事務処理及び文書編さん保存に関しては、別に定めるもののほか、相楽東部広域連合に関係町村の規程を準用する規程（平成 20 年相楽東部広域連合規程第 5 号）第 2 条第 1 項第 1 号の例による。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年規則第 5 号）

(施行期日)

1 この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 1 項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、この規則による改正後の相楽東部広域連合教育委員会事務局組織規則第 4 条第 1 項の規定は適用せず、改正前の相楽東部広域連合教育委員会事務局組織規則第 4 条第 1 項の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成 29 年規則第 2 号）

1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年規則第 6 号）

1 この規則は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年規則第 1 号）

1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。